

令和2年4月3日

組合員各位

(外国人技能実習生受入れ企業)
(特定技能外国人受入れ企業)

協同組合広域情報センター
代表理事 播磨弘樹

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する今後の対応

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、組合員各位、お取引先様、職員の安全確保・感染予防と感染拡大の防止・事業継続に向けた対応を進めてまいりました。

4月3日現在、幸いにも当組合職員及び当組合が監理を行う日本に在留中の技能実習生及び特定技能外国人に、新型コロナウイルス感染者は発生しておりません。

しかし、各国政府による入国制限措置及び飛行機の運休・欠航の影響により、当組合が受入れを行う中国、タイ、ベトナム及びカンボジアの国からは、入国及び帰国が出来ない状況にあります。

また、国・都道府県からの外出及び移動自粛要請もあり、組合員各位から当組合職員による訪問指導、監査及び面談を出来るだけ控えて欲しい旨の要請が増えてまいりました。

監督官庁である外国人技能実習機構及び法務省出入国在留管理庁も、訪問指導、監査及び面談における実地確認に代わる「他の適切な方法」を認める状況となりました。

そこで、今後も新型コロナウイルスの感染が拡大し、収束の見込みが立たない状況であることを鑑み、今後の対応を裏面の通りと致します。

前例のない状況であるため、何卒、ご理解、ご協力のほど、宜しく願い申し上げます。

敬具

お問合せ先

(受付時間：9：30～17：30)

外国人就労者受入事業部

TEL：0797-26-7208 / FAX：0797-73-0817 / E-mail：intern@kouiki-info.or.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する今後の対応

令和2年4月3日現在

記

① 面接会について

- ・現地面接会は、当面開催不能です。
- ・Web面接は、各国の国内情勢により適宜お知らせ致します。

② 訪問指導、監査（技能実習生）及び面談（特定技能外国人）の現地確認について

- ・1ヶ月に1回の訪問指導（第1号技能実習のみ）は、原則、電話、Fax、Line及びメールにて対応致します。但し、当組合職員の訪問を希望される方は、都度ご相談下さい。
- ・3ヶ月に1回の監査及び面談は、原則、通常通り行います。但し、当組合職員の訪問を遠慮されたい方は、都度ご相談下さい。

③ 労働時間の客観的記録（タイムカード等）、給料明細、賃金台帳、技能実習日誌、帳簿書類等、その他必要書類の扱いについて

- ・訪問指導を電話、Fax、Line及びメールにて行った場合は、郵送での対応と致します。訪問を行った場合は、通常通り当日受け取りを致します。
- ・監査及び面談を訪問にて行った場合は、通常通り当日受け取りを致します。電話、Fax、Line及びメールにて行った場合は、郵送での対応と致します。

④ 技能検定、技能実習評価試験、技能講習及び特別教育について

- ・申込み、引率及び通訳業務は、原則、通常通り行います。

⑤ 技能実習生及び特定技能外国人に対する情報提供、連絡及び相談

- ・技能実習生及び特定技能外国人の母国政府及び日本国の大使館・領事館から新型コロナウイルス感染症の各国の感染状況や感染予防方法（寮での換気、手指の消毒、マスク着用等）についての情報が日々、SNS等を通じて母国語で伝えられております。
- ・当組合の通訳職員からも感染予防方法を伝えると共に、体調不良等（37.5度以上の発熱等）があれば、入社せず当組合及び会社まで、すぐに連絡をするように伝えております。
- ・組合員各位におかれましても、技能実習生及び特定技能外国人の体調には、くれぐれもご留意下さい。

以上